

奈良県公安委員会告示第85号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成21年10月13日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

1 実施期間、実施時間及び実施場所

(1) 実施期間

平成21年11月17日（火）から同月20日（金）までの4日間

(2) 実施時間

午前9時から午後5時まで。ただし、初日は、午前9時30分から午前9時50分まで受付を行い、午前10時から実施するものとする。

(3) 実施場所

大和高田市幸町2番33号

財団法人 奈良県広域地場産業振興センター

2 定員

20名

3 受講申込手続

(1) 受講の事前申出

講習を受けようとする者は、平成21年10月19日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後5時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「警察本部生活安全企画課」という。）に対し、電話（受付電話番号0742-23-0110内線3043）による事前申出を行い、講習受理番号を取得すること。

なお、この事前申出は、受講者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 受講の申込み

ア 申込期間

平成21年11月4日（水）から同月10日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 申込時間

午前9時から午後5時まで

ウ 申込場所

奈良県内の各警察署（御所警察庁舎及び十津川警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）。ただし、奈良県外に居住する者にあっては、警察本部生活安全企画課においても申込みを行うことができる。

エ 提出書類

次の書類を受講者本人又はその代理人がウの場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合において、(1)により取得した講習受理番号を受付担当者に申し出ること。

(ア) 機械警備業務管理者講習受講申込書（申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚をはり付けたもの） 1通

(イ) 代理人が受講申込みを行う場合にあっては、受講者本人の委任状 1通

4 講習手数料（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

38,000円

5 講習業務の委託

本講習は、社団法人奈良県警備業協会（奈良市法華寺町124番地の1）に委託して実施する。

6 その他

(1) 携行品

筆記具及び昼食

(2) 問い合わせ先

ア 奈良県内の各警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全企画課